

# 議 事 日 程

平成26年第4回浜中町議会定例会

平成26年12月11日午前10時開議

日 程	議案番号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第61号	浜中町債権管理条例の制定について
日程第 3	議案第62号	浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第63号	浜中町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第64号	平成26年度浜中町一般会計補正予算（第5号）
日程第 6	議案第65号	平成26年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第66号	平成26年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第67号	平成26年度浜中診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第68号	平成26年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第69号	平成26年度浜中町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第11	発議案第10号	漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書の提出について
日程第12		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・議会運営委員会)

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

---

◎日程第2 議案第61号浜中町債権管理条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第61号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第61号浜中町債権管理条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例制定の背景及び目的についてですが、町では平成13年度より町税等収納対策委員会を立ち上げ、町の債権の収納率向上に取り組んでまいりました。

しかし、長引く景気の低迷、生活の環境等の様々な影響により、町の債権収入未済額については、若干減少傾向にあるものの、債権の固定化が懸念されております。

今後、地域主権改革が推進されると地方自治体には、これまで以上に自主自立が求められることとなり、それには効率的で健全な行財政運営が必須であることから、財政基盤の根幹である町税、使用料、手数料及び貸付金等の自主財源を着実に確保することがますます重要となっております。これまでの債権管理業務は、債権を所管する担当課が徴収方法も含めて、独自に対応してきており、必ずしも町として統一的な取り扱いがなされていない状況にありました。

このことから町の債権管理に関して、必要な事項を定めた浜中町債権管理条例を制定し、町の債権管理の一層の適正化と事務の統一化を図り、町民負担の公平性と財政の健全性を確保しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長。

**○税務課長（梅田一光君）** （議案第61号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第61号の質疑を行います。

8番竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 2ページの台帳の整備のところの第5条、ここで電子的方式、磁気的方式、その他の知覚によって認識するものの方法について、具体的にはどういう内容なのか。解れば教えていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長。

**○税務課長（梅田一光君）** いわゆる電子的方式というのはパソコン上での方式です。磁気的方式は、パソコンからフロッピーディスクとかUSBメモリーによってやる場合です。その他の知覚によって認識というのは、紙ベースの台帳によって見ることができる人間の目で見ること、機械の場合は開かなければ見られないけれども、紙ベースで置いとくと見ることができることを想定しております。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

3番鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** 今の関連ですけれども、台帳のイメージというのは、どんなイメージになるのでしょうか。例えば訪問記録とかを整理しておくのかどうか。

それから、その下の6条の滞納者に関する情報、これはやはり各課情報を一元化するといいますか、共有化するというのが大事かと思っておりますけれども、その辺も例えば税務課が中心になって色々な情報が集まってきて皆で協力するとか、そういうイメージもまた合わせてお知らせいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長。

**○税務課長（梅田一光君）** 台帳の整備ですが、提案理由の町長の方でもありましたけれども、今までそれぞれの債権を抑えている所管が縦割りだったことによって、情報が共有できなかった事が一番の債権管理上の欠点だったのです。

この台帳を整備することによって、1人の方で多重の債権を持っている方がいますので、それらをきちんと今度は横に繋がるようにしたいと思っています。出来れば毎月1回の副町長を委員長とする収納対策委員会の中で、それぞれ今の進捗状況等を確認しながら訪問記録等の整備等していきたいと思います。

それと今までの非強制徴収債権、いわゆる私債権については、個人情報保護の関係がありまして、どうしても情報をとることができなかつたのです。この条例によって滞納処分のできる強制徴収債権、例えば税金でとった預金の調査だとか、そういうのを今度共有出来ることになっていますので横の繋がりでスムーズに、例えば、ここにこの時期にこういうお金が入ってくるだとかという情報が、リアルタイムで解ることになると思うので、そういう台帳の整備をさせていただきたいと思っています。

**○議長（波岡玄智君）** 7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 延滞金の減免第9条にありますけれども、止むを得ない事情がある場合、規則で定めていると言われましたけれども、規則で定めている内容についてご説明をいただきたいと思います。

それから、全員協議会でお聞きしましたけれども、第17条の債権の放棄の100万円の部分、改めてどういう経過で100万円としたのか、再度お聞かせいただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長。

**○税務課長（梅田一光君）** 延滞金の減免についてですが、規則で謳っておりますが、内容については6項目ありまして、例えば、震災、風水害、火災、その他の災害、盗難により財産の損失を受けた場合とか、債務者と生計を一にする者が疾病にかかり負傷し、または死亡した為多額の経費を要した場合とか、債務者が生活保護の規定による保護を受けた場合、またこれに準ずる状態であると認められた場合。

次に、4点目債務者が失業等により著しく収入が減少した場合、5番目として債務者が事業または業務につき著しい不振、失敗または倒産により著しく財産の損失を受けた場合、6番目としてこれらの各号に掲げるものの他、当該債権について納入しなかったことにつき、やむを得ない事由があると町長が認める場合となっております。

それと次の債権の放棄についてですが、前に議員の皆さんに説明させてもらった時には、ここはなかったのですが、実はその後、各市・町村の色々勉強をさせていただきました500万円から300万円～100万円と色々あったり、あと規定のなかった町村もありました。一応、条例で定めることによって、債権放棄が出来るというのが、この

債権管理条例の主な目的ですが、このことによって例えば500万円でも1,000万円でも債権放棄できると、議会の議決がいないというのは、余りにも議会に対して、軽視になるのではないかとということで考えまして、どの辺が町の債権にとって1件当たりの債権が妥当であるかということを考えていただきました。

それで浜中町の規模であれば、1件100万円それ以上超えるのであれば、やっぱり議会の議決が必要でなかろうかということで、100万円ということで決めさせていただきました。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第61号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第62号浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第62号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第62号浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一部改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成26年11月19日付で公布されたことに伴う所要の改正と併せて文言の整備を行うものです。

改正の内容につきましては、出産育児一時金の見直しに係る改正で、全国的な出産費用の上昇を勘案して、第6条中のお産費用分について、現行の39万円を40万4,000円に引き上げるものです。

一方、条例の規定で保険者が定める産科医療補償制度掛金相当額、加算分の3万円の上限については改正を行いませんが、平成27年度1月1日以降に分娩機関が支払う掛け金の引き下げに伴い、加算分を条例施行規則で1万6,000円とし、出産育児一時金の支給額を42万円に据え置くものです。この改正条例は、平成27年1月1日から施行とし、改正前のお産育児一時金については、従前の例によるものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第62号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第62号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第63号浜中町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定  
について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第4 議案第63号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第63号浜中町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例は、道路法第39条第2項に基づき、町が徴収する道路の占用料の額及び徴収方法並びに、占用料に係る延滞金の徴収に関して必要な事項が定められており、道路占用料は国や北海道との均衡を図るため、道路法施行令を参考に設定されております。

この度平成26年度より道路法施行令の一部が改正され、これまでの所在区分を人口50万人以上の都市を甲乙丙でいうところの甲地以外の市を乙地、町村を丙地とする3区分で占用料が定められておりましたが、近年の地価水準の変動や都市である甲地において、地価が高い都市がある一方で周辺自治体との合併により人口が多いながらも、地価の低い都市も存在し、現行制度では大きな格差が生まれていたり、乙地の都市で一部甲地の都市よりも地価の高い都市があるなど、逆転現象も多く生じていることから、現状の適正化を図るため区分の見直しを行い、これまでの甲乙丙の3区分を第1級地から第5級地の5区分で占用料の見直しが行われたものであります。

この道路法施行令の改定により、浜中町は丙地から第5級地に該当することとなり、国が定める道路法施行令に準じ金額の設定、占用物件名の追加及び変更するものとし、本条例の一部を改正するものであります。

また、占用料に係る延滞金の徴収については、浜中町債権管理条例の制定により、今後、この条例に基づき延滞金の徴収事務を行うことから、本条例の一部を削除するものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第63号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第63号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長(波岡玄智君) この際、会議を一時中止します。

(中止 午前10時22分)

(再開 午前10時52分)

---

◎日程第5 議案第64号平成26年度浜中町一般会計補正予算(第5号)

---

○議長(波岡玄智君) 中止前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第64号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第64号平成26年度浜中町一般会計補正予算第5号につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、財政調整基金積立金、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金、霧多布デジタルテレビ中継局送受信設備整備工事や、電気料金の値上げに伴う不足分など今後必要とされる経費と、事業費の確定等による減額について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出、2款総務費では、基金積立金で前年度決算剰余金の2分の1と、条例規定による積立で財政調整基金積立金4,220万円と、9月定例会において議決いただきました特定防衛施設調整交付金基金積立金として、当初常設保育所に充当していた1,680万円と、充当事業の確定による残230万円を合わせ1,910万円を補正、テレビ放送中継局に要する経費で、TVHの放送を可能とすべく霧多布デジタルテレビ中継局送受信設備整備工事、中標津局整備負担金と霧多布デジタルテレビ中継局NHK負担金を合わせ3,326万1,000円、道知事道議会議員選挙に要する経費320万円を補正するほか、庁舎や公の集会施設などの、電気料不足見込みの追加や事業費の確定に伴う執行残を減額するなど、総務費全体で9,94

8万2,000円を追加、なお、霧多布デジタルテレビ中継局送受信設備整備工事、中標津局整備負担金及び霧多布デジタルテレビ中継局NHK負担金につきましては、年度内に事業の完了が見込めないことから、3月定例会において繰越明許費の設定をお願いする予定であります。

3款民生費では、介護保険特別会計の補正による介護保険特別会計繰出金48万3,000円の減額と、北海道後期高齢者医療広域連合負担金1,206万1,000円を減額するほか、常設保育所運営に要する経費で保育児童の増に伴う賄材料費180万円を追加するなど民生費全体で992万7,000円を減額、4款、衛生費では、浜中診療所特別会計の補正に伴い同会計への繰出金1,105万1,000円を減額、事業費の確定により浜中歯科診療所改修工事58万3,000円、茶内歯科診療所の備品購入76万4,000円、旧じん芥焼却場の解体撤去費852万6,000円、清掃車両購入359万7,000円をそれぞれ減額するほか、電気料金の値上げに伴う不足分として、かんがい排水事業用水施設維持管理に要する経費で、新浄水場の光熱水費208万円を追加するなど全体で2,09万9,000円を減額、5款農林水産業費では、新規就農者育成対策に要する経費で青年就農給付金事業補助300万円を減額、下水道事業特別会計の補正により同会計への繰出金で、農業集落排水分195万円と漁業集落排水分104万6,000円をそれぞれ減額、港湾整備事業に要する経費で事業費の確定により国直轄港湾整備事業管理者負担金4,840万円を減額するなど、全体で5,497万9,000円を減額、6款、商工費では中小企業特別融資に要する経費で、中小企業特別融資保証料57万5,000円を追加するほか、電気料金の値上げによる不足分を追加するなど29万8,000円を追加、7款、土木費では町有建設車両に要する経費で、除雪車両購入972万9,000円と町道維持管理に要する経費で橋梁補修設計委託料92万8,000円の減額など、土木費全体で1,021万1,000円を減額、8款、消防費では、釧路東部消防組合に要する経費で、浜中消防署負担金552万6,000円の減額など、全体で594万4,000円を減額、9款、教育費では、基金積立金で育英事業基金積立金60万円を追加、小学校管理運営に要する経費及び中学校管理運営に要する経費で、電気料金の値上げに伴う不足分202万2,000円と35万5,000円を追加するほか事業費の確定に伴う執行残を減額、高校管理運営に要する経費で体育館の暖房機修理として需用費の修繕料172万8,000円を追加、スクールバス管理に要する経費で、スクールバス購入費186万5,000円を減額、ス

スポーツ振興に要する経費で、町スポーツ振興補助125万9,000円を追加、給食センターに要する経費で需用費の修繕料161万6,000円を追加するなど、教育費全体で119万3,000円の減額。

以上により、今回の補正額は257万3,000円の減となります。

一方、歳入につきましては、国庫支出金や道支出金、基金繰入金、町債などを財源として充てておりますが、予算に対し減収が見込まれる地方消費税交付金につきましては、1,200万円を減額し、町債につきましても事業費の確定等により一部減額しております。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は66億5,647万3,000円となります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（野崎好春君）** （議案第64号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第64号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 3点ほどお聞きしたいと思います。

29ページの基金積立金ですけれども、財政調整基金積立金、前年度で決算剰余金の2分の1を下回らない額ということで、4,170万円と条例に基づく50万円を積むということですが、積んだ後の現在高がいくらになるのか。解れば教えてください。

それから、その下のテレビ中継局に要する経費であります。この工事請負費、霧多布デジタルテレビ中継局放送受信設備工事ですけれども、TVHテレビ北海道7チャンネルと聞いていますが、これはどんな工事内容になるのか。これがちょっと見えてこない、鉄塔を新たに建てる訳でもないだろうし、どういう工事内容になるのかをお聞かせいただきたい。いつ発注して共用開始はいつ頃になるのか。

それとその下の負担金がありますけれども、中標津局に対する負担金というふうに聞いていますけれども209万7,000円、それからNHKに対する負担金103万3,000円とありますが、これは近隣町村、根室市、中標津、別海そういうところも負担するものなのでしょうか。それが解れば教えてください。

それと、この事業については繰越明許費で行うということですが、なぜ繰越明許費に

なるのか。その辺の事情と繰越財源の内訳、国庫補助が幾らで起債がいくら、一般財源がいくらというふうに解れば教えてください。

それと49ページ、スポーツ振興に要する経費でありますけれども、スポーツ振興補助については、補助金を子供達の成績に応じて、全道大会あるいは全国大会に参加するための費用の補助ということで、非常に良い制度だと思っております。できましたら過去3ヵ年の実績額、額だけで良いと思いますが、どのくらいの額を支出しているのか。そして、今年度につきましては、当初予算200万円これを使い切ったと聞きましたけれどもその内訳、それと追加分、今回125万9,000円、8大会あるということですけれども、何月にどのような大会があって参加人数がどのくらいで、補助額についてはいくら出るというようなことで、少し詳しく教えていただければと思います。

なお、これから出る部分については、多分スピードスケート大会への補助金が多いと思いますけれども、不足の場合は3月に補正をするという考え方でいるのかどうか。その辺も教えてください。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（野崎好春君）** まず財政調整基金の残高でございますが、今手持ち資料で計算しましたら、残高が10億7,880万円程度の予定であります。

それとテレビ中継局整備に要する経費でございます。この事業については、TVHを受診して皆さまに電波を提供するというものでありまして、現在TVHの道内のカバー率が今年度末で98%になっております。

今、現在不通地域が根室管内と釧路管内の浜中町ということであります。これでこの整備事業の補助事業が27年度の予算要求にないという情報がありまして、これがTVHの方から26年度で事業が打ち切りだということで、急遽根室管内の市町村と浜中町とTVHの中で協議した結果、今年度26年度の事業で何とか総務省の方も了解していただいたということで、急遽このTVHの受信設備を今回改修するというものであります。

まず霧多布テレビ、デジタルテレビの中継局の受信設備ですけれども、今、ゆうゆの側に受信設備があるんですけれども、あそこの中にTVHの機械を入れて、まず受信します。そして霧多布テレビ中継局の発信機、ここでTVHの電波を発信して海岸地域をほぼ網羅するという事業です。それともう1つ、負担金補助及び交付金でデジタルテレビ中継局整備負担金209万7,000円の負担金でございます。これにつきましては、

中標津の中継局を霧多布テレビ中継局と同じように改修を掛けます。中標津中継局の改修に当たっては、事業主体のTVHが本局なものですからTVHが改修すると、この事業費の2分の1、4,335万6,000円、これを根室管内市町村と浜中町が負担するもので、中標津中継局から直接受信を受ける浜中町のエリアで行けば、茶内地区、浜中地区、主に980戸程度だと思いますけれども、補助残の4,335万6,000円を根室管内の市町村全部で2万428世帯を世帯割で割って、今回浜中町の負担分209万7,000円の負担金を支払って中標津からの電波を受信する。それともう1つNHKの負担金でございますけれども、NHKと民放4社で受信設備を設置しているのですが、NHKの持ち分に対して民放が入っていくものですから、その分NHKに対して設備を借り受けるということで、NHKに対して103万3,000円支払いをする。

これは浜中町の霧多布テレビ中継局の受信設備の中のNHKの持ち分に対して、負担金を払うということでございます。それと事業の繰り越しの関係でございます。国の26年度予算を使って、今回補正予算の承認をいただいた後に、契約をして発注することになりますけれども、機械設備が特注だということで、制作するのに約半年間以上かかるということがございますので、繰越明許にします。試験放送については、来年の10月から11月頃の時期に向けて、霧多布テレビ中継局及び中標津テレビ中継局も一斉にTVHの電波を流すというようなことで、繰越明許費ということになるかと思っております。

それと財源の関係でございます。総事業費3,013万1,000円と負担金313万円を、そのまま繰越すと3,326万1,000円になるかと思っておりますけれども、国の補助金1,558万2,000円、それと起債1,760万円と一般財源が多少8万円程度出るかと思っておりますけれども、それらを財源に繰越明許費を計上するというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（箱石雄彦君）** スポーツ振興補助の過去3ヵ年の実績ということで、まず23年度ですけれども、今で言いますと138万290円、24年度108万2,912円、25年度が141万4,194円です。

それぞれ今年度も含めて、当初予算200万円計上していただいておりますけれども、本年度については、今10月末現在で180万8,263円が出資済みとなっております、執行残が今のところ19万1,737円です。

今後、見込まれる大会が8大会ということですが、内訳を申しますとスピードスケートが5大会で選手16名、延べですが引率が6名、大会の期日が12月から1月の5大会を予定しております。それとソフトテニス大会が2大会で選手が10名、引率2名、時期は12月と1月です。もう一つ大会が柔道です。これが3月を予定しております、選手4名の引率1名で1大会です。

額につきましては、今の19万1,737円の執行残と、今後見込まれる額が約125万8,053円の大体145万円掛かると見込んでいるのですが、まずスピードスケートにつきましては、86万2,800円、ソフトテニスについては46万1,360円、柔道につきましては、12万5,630円を見込んでおります。8大会のうち5大会については、もう確定しております、額がその内の4大会が決まっております見込みで、当初94万6,000円くらいと見込んでいたのですが、概算で103万5,000円くらい掛かるということで、3月にはもしかしたら補正を掛けなければならない調整があるということです。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 財政調整基金については、現在額が今回の4,220万円を加えた額が10億7,800万円ということで、今年度の予算で5,000万円を取り崩す額を除いた額ということで良いですか。

それから霧多布デジタル中継局の関係については、内容がようやく呑み込めました。霧多布ゆうゆの側にある所にTVHの機械を入れて、その裏山の電波発信機の所に、また機械を付けて電波を発信するという内容の工事だと理解をしました。

それと負担金の話ですが、中標津中継局が本機だから、その改修をする為の負担金を世帯案分をして支出をするということで理解して良いですか。それと繰越明許費につきましては、機械設備を整備する為に半年ぐらい掛かるので、それで年度内は無理ということで繰越明許費をすると、その財源については3,326万1,000円、この国が1,558万2,000円で起債が1,760万円、残りを一般財源で財源繰越をするということで理解をしました。それから供用開始については、来年の10月から11月に掛けて共用開始をするので、その頃になったら7チャンネルで見られるということで理解をいたしました。

それからスポーツ振興補助については、それぞれ23年から25年度に掛けては130万円程度で推移をしてきたというふうに理解をします。本年度は特に10月末で20

0万円の予算で180万8,000円を使い切ったと、今後についても120万円ですから、額的にいって326万円くらいの予算になると思いますけれども、本当に倍増です。ね、優秀な選手が増えるということは本当に喜ばしい限りでありますけれども、既にもう8大会中、5大会の額が決まっています。更に増えてきたら3月の補正が必要だと理解しますけれども、特にこの300万円が増えたというのはどの部分が、どういう選手と、どういう種目が全道大会なり全国大会に行けるようになったのか。その辺をお知らせいただきたいのと、今回補正した中で全道大会以外、全国大会に行く種目と選手が解れば教えてください。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（箱石雄彦君）** どの部分が増えたのかというご質問ですけれども、こちらの方は分析しました。それで競技別で行きますと、陸上だけで去年42万2,000円くらいだったのですが、今後、陸上はありませんけれども、136万7,000円約100万円位増加しております。

それから中学校、高校等もそれぞれ部活の活発化もあるかも知れませんが、管内大会の時にトップの成績を収めたり、全道でも種目によりまして、2位3位4位と素晴らしい成績を収めております。それと全国大会の今後見込まれる種目と選手ですけれども、先ず中体連のスピードスケートが長野市で2月に行われるのですけれども、スピードスケートが選手1名、引率1名を予定しております。それと1月に同じく行われる今度は高校生、山形県で行われる高体連というスピードスケート大会ですけれども、これも選手1名、引率1名となっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** いいですか。次の質問者。

3番鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** 23ページ歳入ですが、常設保育所保育料12名分ですか、未満児ということですから、当初では中々見込めないのでしょうかけれども、少し多いような印象が12名で、その背景が解れば教えていただきたいと思います。

それともう1点が、29ページのTVHの関係ですけれども、共同アンテナ共聴の関係というのは、これはどうなるのでしょうか。このままストレートに中標津の電波を続けられるのかどうなのか。火散布・渡散布・藻散布とあります。他にも町内にあるかも知りませんが、その辺の負担が出てくるのかどうか教えていただきたいです。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 常設保育所の保育料についてお答えいたします。167万1,000円の内訳は、途中入所で3歳未満のお子さんの保育料、実際にかかる保育料を計上させていただきました。背景として思われますのは、3歳未満児のお子さん、今回この途中入所の計上をさせていただきましたお子さんの保護者の方は、皆さん働いている方でございます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） TVHの整備にかかわる共聴施設の関係でございます。

今現在、共聴施設が渡散布・火散布・藻散布・湯沸・貫人地区と、この5施設について改修が必要になります。大体、今概算で1ヵ所当たり20万円程度ということでございます。今まで共聴施設については、振興補助2分の1ということで、地元の負担2分の1で整備をお願いしておりましたが、今後、予算27年度の当初予算で計上することとしておりますけれども、今回のTVHの改修につきましては、他の均衡もございまして、町が全額負担で整備するというので、今内部で協議しておりますので、地元には負担を掛けない方法で、今検討しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後12時00分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第64号の質疑を続けます。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 3点程質問いたします。

まず1点目は31ページ、街灯維持補助という部分ですけれども、総務費の部分街灯維持の事で質問いたします。私この問題で街灯をここに付けてくださいというのを繰り返したのですけれども、未だに街灯ができていない所があるんです。何処の街灯かと言いますと、湯沸の根室方面行き下海岸といいますか、湯沸に上がって行って下の海岸に降りていく、あそこに街灯が立っていない、1回立ったような気がして付けてくれたんだと記憶もあったのですが、よくよく見たら幻だったのか真っ暗です。課長解りますか。あそこには高校に通っている子供たちが居るんです。夏は観光客がゆうゆに入りに行くのに通ります。高校に通っている女の子も1番遠くから歩いて行っているし、スクール

バスも高校生は乗せてもらえないので1番長く歩いているんです。街灯が付いていない、どうしてやってくれないのか、その辺のところですか。他にいっぱい街灯を付ける所があって予算がなくてやっていないのか。全く考えていませんという事で、やっていないのか。その辺のところを説明して欲しいと思います。

次に、35ページの斎場改修工事、これは地域の方からも言われましたが、先日海岸線のまちづくり懇談会に私も参加させてもらった時に、身体の高い身長もあり体重もある若い人が亡くなったと悲しみに暮れていたのですが、そういう中で棺桶に入れて焼却炉になかなか入らないという事で、棺の中に身体を納めるのも大変な状況だという事で切実に訴えられます。親にしてみれば、悲しみに暮れているのに、そこでまた悩まなければならないという余計なことの心配があります。その親の要求では2つ窯があるので、そのうちの一個だけでも良いから大きな窯に改修して、こういうことのないようにしてもらいたいという要望があるのですが、まちづくり懇談会でも、そういう要望があったと思いますが、私はこういう問題は緊急の問題だと思うのですが、どういう対応をしようとしておりますか。

次は3点目、37ページの旧じん芥焼却場解体撤去工事委託料ですけれども、これは先ほど時間をとって差し替えたというのがありまして、最初に執行残が1,083万6,000円だったのですけれども、300万円そこから使うことになったという事で、783万6,000円の執行残と、その300万円というのは何故そういうことになったのかということ、まず説明してもらいたいということと、それから議会が始まって10～11日となっておりますけれども、どうして2日目に差し替えするという羽目になったのか。この辺のところの説明もお願いしたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** 湯沸地区の街灯でございます。道道から下海岸に降りる入口には街灯を付けてございます。その道道の交点から下海岸に行く間に、更に上海岸の方から上がってくる交点に1つ付いてございます。その間の街灯は付いてございません。

先立てまちづくり懇談会もありましたけれども、道道についての街灯という要望は、以前から知っていましたが、その間につきましては、地元としても特に要求はしていませんし、そんなことでその間については、今のところ考えてございません。

それと最後じん芥焼却場の工事費でございます。後で追加提案しますけれども、変更契約も引き続きお願いしようということで、今取り進めてございます。契約に当たりま

して6月に議決をいただきまして、19日の完成を待つのみということで言っていましたけれども、現場において若干不具合が生じまして、補正予算に間に合わずに夕べ額の確定があった事から、今回このような形になったものでございます。

私の方からは、以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（渡部直人君）** 2点目の斎場管理に要する経費で、斎場の改修工事にかかる質問についてお答えいたします。

今年度の改修につきましては、既に火葬炉等、煙突等の工事を終了していますけれども、火葬炉の拡幅のお話です。これにつきましては、先日のまちづくり懇談会でも地域からの要望も出されております。それと自治会連合会の総会時にも、そういうケースがあったということで、これについてどうにかならないかと、改修の考えはというお話がありました。

次の改修の部分の優先順位としては、私どもも火葬炉の拡幅が一番重要な課題かと思っています。火葬炉の拡大につきましては、炉そのものを大きくする工事が必要です。身長が高い方については伸ばす、そして幅も若干広げるという部分で炉そのものを一度壊して再度構築するという形になりますので、工期も少しかかる形になります。含めて台車とか、それに付随するものレールとか、そういう一連のものを直すことでほぼ一つの炉を大きく新築するに近い形の経費が掛かります。

ただ緊急性を考慮して財源の目途が付けば実施をしたいと思ったのですが、今年度、私どもの方では27年度予算要求という形では上げていくように考えていますので、あと財源の問題がありますけれども、今後、検討して参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（中川亮君）** 旧じん芥処理場解体撤去工事に伴う予算の執行残の減額に關しましてですけれども、12月の8日午後、最終的に法面整形をして完了を見る予定でございました。

それが、整形中にコンクリートの塊が法面整形上に出て来まして、それをその日、夕方どんなものかということで掘り進めて、かなり大きい基礎でございました。それをもって翌9日これはこのままにはしておけないと。

工事の内容といたしますか、工事の項目には入っていないのですが、これは撤去

しなければならないものだという事で、翌10日次の日ですけれども、設計変更という形で、工事費を積算致しました。それで急遽こういう形になってございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** まず31ページの街灯のことですけれども、道道の別海だとか大きな所は立っています。しかし住民に言われなくても、役場の職員が通ってみたら酷いなこれだと、言われなくても造るのは当たり前じゃないですか。

私は少なくともこの街灯については、今日で3回目だと思います。あそこは危ないからつけてくれと、どんな街灯をつけたら良いんだという和榊町に行く道路、それから琵琶瀬に行く道路は100メートル間隔で付けているじゃないですか。100メートル間隔で付けてくれる、そういう街灯をやるべきだと。それは部落から要求がないから、やるべきだというのは贅沢だからやらなくても良いということですか。私にはそう感じますよ。子供たちを持っている親であれば、私が1回目、2回目、数年前に質問したと思うのですが、そういうことが歴代の総務担当者から伝達されていなかったのかどうなのか。あそこには必要ないんだという考えなのかどうなのか。それを答弁してください。

それから35ページの斎場改修工事ですけれども、確か改修工事をやったばかりで、またこういう問題が出てきたら大変なことは解ります。でも予想だにできなかったことが出てきたので、これはしょうがないだろうと思うのです。それで長さや幅、それからそれに付随するもの概算で大体いくら掛かって、この来年度の議会にもあげたいということですが、その見通しですね。一番に考えてという言葉がありましたけれども、それは見通しと言いますか、それを話してもらいたいと思います。

3点目は焼却炉の件ですけれども、先程の説明では12月8日に完成をみていたけれども、法面整形のところはかなり大きな基礎が出てきたということです。これは初めから間違っていたのではないのかと思うのです。突然出てきたのではなくて、焼却炉については出来る時から、ずっとかかわってきたものなので間違っているかも知れませんが、私の記憶では今廃炉にして撤去する作業をする前に、ただごみを捨てて火をつけるといって大きな窯といますか、コンクリートで出来た焼却炉ですよ。焼却炉があって新しいものを作る時に古い焼却炉の土台をできるだけ利用して、今の駄目になった焼却炉を建てたという記憶があるんです。もしそれは違うのであれば違うと言ってもらいたいですが、その出てきたコンクリートの塊というのは、以前の最初の炉の残

骸でなかったのかどうかというのでは、そういう認識はないですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 最初に街灯でございます。街灯につきましては、地域振興補助を活用しながら、各地区設置しているのが現状でございます。当然、地元の負担というものもある程度ありますので、これにつきましては、地元自治会と協議しながら取組んで参りたいと思います。

先程の1点確認ですけれども、じん芥焼却場の工期につきましては、19日の完成ということになっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 斎場に関する再質問にお答えいたします。改修費の関係ですけれども、手元に詳しい資料を持っていないので記憶でお話させていただきますけれども、800万円程度という記憶をしております。

この部分につきましては、今年の工事をやる際、実は今年の工事については、防衛の調整交付金の方で斎場の火葬炉、それと煙突等の工事はしておりますけれども、この際、来年のこういうものもあるんだけれどもというような、担当者の方にお話はしてみたのですが、今後その辺の具体的な部分を防衛調整交付金になるか、他の財源になるか解りませんが、財源の目途が付けば、やはりこれは心情的に人生の最後の場で、そういう形で皆さんご親族の心中を察すると、改修を早期にするべきと思っておりますので、明年度に向けて検討して参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 当初の解体工事の中で、こういう基礎が埋まっているという認識はございませんでした。

実際、今ある施設を解体するという形の中の設計になってございます。今これを深く掘り進めて全容がやはり旧焼却場の基礎の一部ではないかということは、推測はできると思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 総務課長の先ほどの答弁で引っかかるのは、街灯の問題については、役場が主体的に考えてやるという方向を出すのが一番だと思います。そのことでは自治会に負担はこれだけになるのですがどうですかと。そういう問い掛けというのは必要かなと思うんです。

ですから、私は聞いてどうなのかということではなくて、まず湯沸に100メートル間隔で最後の家まで到達するような街灯をつけるべきだと思っています。主体的にやって欲しいという気持ちなので、3回目ですから町長の考えも聞きたいと思います。

それから火葬場の件については解りましたので、お金もかかることですが、努力して完成させていただきたいと思います。

それから最後の焼却場の問題ですが、最初の焼却場のものだと思うことが、やはり歴代きちんとこれは古い焼却場の上に造ったものですよという、そういう継続性というものがあってしかるべきだなど思うのです。こういう失敗は何年前かに熊牛の方の何号道路かの橋の掛け替えの時に、古い土台が残っていて、それで追加予算があったこともありますが、何かそれに似たような感じにいるので、今回もそういうことかと思っていますので、私はそういうことが後から出てくることのないように、きちんと系統性を持たせてやっていただきたいと思います。この2点についてお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** 街灯です。もう一度、私も関係者の一部でございますので、少し地域と色々と協議したいと思います。その結果については、次年度になるか今年度になるか解りませんが、何とか良い方向で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（中川亮君）** 議員おっしゃるとおり、きちんと調査というか古いことからしっかりそういうものがあるということ、やはりそこまで調査検討しながら、こういう物件には対応していかなければならないと考えております。

以後、こういう事がないように、しっかり解体等の場合、色々な場合もございませけれども、そういう事柄に対しては、過去のこともしっかり調査しながら検討して工事を進めていきたいと考えてございます。

**○議長（波岡玄智君）** 5番成田議員。

**○5番（成田良雄君）** それではまず33ページ、保育料施設耐震診断業務委託料執行残30万3,000円とあります。これは委託料の執行残でございますけれども、耐震診断というのは、今もう出たのか。出ておりましたらどういう結果なのか。もし出ていなければいつ頃まで出て、そして情報として、いつ頃提供できるか、その点答弁をお願いしたいと思います。

同じく教育費の45ページと47ページも、小学校・中学校・高校の天井落下防止調査委託料の執行残はそれぞれあります。それについても、保育所同様調査の結果が出ているのか、出ていなければいつ頃まで出て、どの様に情報として提供できるのか。その点答弁をお願いしたいと思います。それと全会計にかかわることでございますけれども、この度、北電の電気料の値上げによって一般会計で計算しましたけれども、約810万円、特別会計で47万円と合計857万6,000円の某の今回補正でありました。

そういう意味で、今後北電の値下げしない限りは当初予算プラス850万円ないし、1,000万円近く今後これは見込みですから1,000万円近くなるかと思えます。やはり前も質問しましたがけれども、公共施設のLED化に向けて、これだけ電気代がプラスになる訳でございますから、今後どのように公共施設また各自治会の街灯も100万円程プラス補助金が今回なる訳でございますけれども、やはり1日も早く入れ替えが出来れば、電気代はマイナスになると思えますので、その点の今現在の値上げに対して、省エネに向けての検討をどのように考えているのか、その点答弁をお願いしたいと思います。

指摘がありましたので、総務課の分の257万円相当の電気代にかかわる光熱水費のプラス補正予算、それぞれ庁舎維持12万1,000円、そして公の施設95万円、テレビ中継局に要する8万5,000円と、その他行政に要する経費というふうに光熱水費ありますけれども、総務費関係で結構でございます。257万円に対して先ほどの見解をよろしくお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（山口ひとみ君）** 33ページの霧多布保育所の耐震診断についてお答えいたします。耐震診断の結果としましては、安全ということの結果をいただいております。

以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 45ページから47ページにかかわる、小学校・中学校・高等学校に要する経費の全体の部分ですけれども、天井落下の委託料の関係であります。

現在まだ工期が終わっておりません。年明けの1月20日の工期になっておりますので、ご理解をお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（野崎好春君）** 公共施設の電気料金の関係でございます。

まず今年10月以降、北海道電力が大幅な電気料金の値上げに踏み切ったということで、役場庁舎や支所あるいは保育所、福祉センターといった主な公共施設のまずは影響額でございます。今回補正予算随所に出ておりますけれども、約450万円程度の影響額が出ております。これが来年度そのままの値上げの状態で行きますと、約1,930万円程度の町全体の影響額が今試算されております。これに伴いまして各公共施設の節電ということで、蛍光灯を半分にする更には壊れた場合には、随時LED化の照明器具を設置するなどの対応を今後もしていきたいと考えております。

また町内全体におきましても、各自治会のLED化これらについても引き続き町の方で振興補助というような形で支援もして行きたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 成田議員。

**○5番（成田良雄君）** 1点だけ保育所の委託料、安全という結果が出たと言いますけど、もう少しこういう結果が出たので安全ですよと、説得できるような説明を詳しくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 安全の内容ですか。

建設課長。

**○建設課長（中川亮君）** 震耐震の中で古い建物は古いのですけれども、現在の耐震の中で設計といいますか荷重といいますか、それを全部当て込んで耐震的には問題がないという形の結論を受けております。

**○議長（波岡玄智君）** 6番中山議員。

**○6番（中山真一君）** 水産業費港湾管理費につきまして、お尋ねさせていただきます。

39ページ港湾整備事業に要する経費で、マイナス4,840万円と巨額な減額があるのですが、当初国の事業3億5,600万円に対する町の負担6,900万円ということで組まれていましたが、それが4,840万円の減額ということは、かなり大きな事ですので港湾を見てみますと、その時に言われたのが3事業で北防波堤の嵩上げと、琵琶瀬側用地護岸、それから航路護岸ですか3事業だというふうに聞いていましたが、未だかつて手を付けられていないのが、北防の嵩上げだと思いますが、その減額なのか。もう少しその辺詳しく教えていただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（戸井洋典君）** お答えいたします。当初予算では今議員おっしゃいました

ように、全体事業費3本で3億5,600万円、負担金は6,990万円となっております。

これにつきましては、北防波堤が1億4,600万円、負担金で2,190万円を予定しておりましたが、実績ではこれはゼロという決定になっております。それで琵琶瀬湾用地護岸ですけれども、当初予算は事業費9,000万円、負担金で3,000万円、これにつきましては事業費で4,965万円、負担金で1,655万円となっております。

航路護岸につきましては、当初予算1億2,000万円、負担金で1億8,000万円、実績では事業費3,300万円、負担金495万円となっております、事業費全体で8,265万円、負担金で2,150万円となっております。

以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○6番（中山真一君）** そうすると北防波堤は全く手がつけれなかったもので、その減額これが一番大きな要因だというふうに理解してよろしいでしょうか。

それと当初整備では、北防は今年度460メートル、そして来年度以降300メートル残っているということで聞いておりましたが、これが全く今年度手をつけられないということになりますと、来年以降になるのか。手が付けられなかったのは、どういう理由なのか。

それから今後、嵩上げをしないのか、それとも何れはしなければならなくてやるのか、その辺のことをもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（戸井洋典君）** お答えいたします。まず大きく負担金が減額になったのは、議員おっしゃるとおり北防の関係で大幅に減となっております。

北防の嵩上げの件でございますが、今年度、詳細設計実施しております。次年度以降、嵩上げの予算要求に向かっていく予定となっておりますが、既存の北防の建築年次が昭和43年から始まっています、概ね40年以上経過しているということで、それらの老朽化に対する嵩上げも含めまして、要望しているところでありますけれども、当初は建設当時の昭和41年の設計基準、設計手法というのがございました。

その手法で改修ということになれば、5億円程度の補修で済む予定でございます。ですが国の方から言われておりますのは、平成19年に新たな設計条件等が示されてお

まして、議員ご承知のとおりだと思っておりますけれども、東防波堤クラスの改修になるということで国の方から言われております。そうしますと、760メートル全体の改修をするとなれば、25億円程度概算で掛かると言われておりますので、町と致しましては北防波堤については、特別大きな越波等による被害もございませんので、出来れば建設当時の設計基準で改修していただきたいということで、北海道開発局と連携しまして、今国の方へ要望しているところでございます。今5億1,000万円の事業費で、27年の要望に向かっているところでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○6番（中山真一君）** 聞き漏らしたのですけれども、今国に対してこの工事を要求していると、それで国としては、こちら側の要求の5億円程度の工事規模の設計はこれからですよ。それとももう設計が終わっているのか。そして27年度中に全ての工事ができるのか、それとも来年設計で再来年の工事なのか。その辺のことを、もう一度お知らせください。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（戸井洋典君）** お答えいたします。

現在、国の方へは5億1,000万円をお願いしたいという事で、北海道開発局と何とか旧基準で改修させてくださいということで臨んでいます。

ただ国の方からは、それでよしという回答はいただいておりません。もしその程度であれば、管理者の維持管理の範疇でないのかということも言われておりますので、今まさに北海道開発局と何とか当時の基準でお願いしたいという事で、向かっている最中でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 11番鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** 1点お伺いをいたします。

37ページ、農林水産業費の新規就農者育成対策に要する経費、青年就農給付金事業補助300万円の減額になっておりますけれども、当初予算で4戸分600万円の計上があったかと思っておりますけれども多分、所得制限で、これでいきますと2戸の方が対象にならなかったというふうに想像するのですけれども、その辺の内訳について、所得が上がったから対象にならなかったで良いのか。交付金が貰えなくて残念だというのが少し戸惑う所でございますけれども、この事業については、これまでも様々な形で政府に対して条件緩和というものを要求して参りました。

聞くところによりますと、次年度から所得制限が緩和されるということと、経営継承者も対象になるかというような話も伺っておりますけれども、そんな内容が担当課に来ているかどうか。その見通しがあるかどうかについても、解ればお伺いしたいと思いません。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** 37ページの青年就農給付金の事業補助の関係で、当初600万円ということで、今回実際に条件から外れたという方が2名、250万円の所得要件を超えたといえますか、所得があったということで2名の方になっています。

それともう1件は、当初予算で見ていた新規就農者の方のいうなれば後期分ということで、75万円見ていたのですが、今年度の研修牧場から新規就農されるということが、やや今年度中の就農の中では見込めない状況になったということで、その方の後期分の75万円も、今回そういう形で確定しそうですので、その分も今回減額させてもらうということで、全体では3件で1件の方は1年分の150万円、それから当初からの所得要件で前期分ということで75万円の減額、それと新規就農の75万円の後期分の減額、合わせて今回300万円という形で減額になってございます。

それから、次年度以降の青年就農給付金の制度の在り方の部分ですけれども、正直なところ原課の方には、その辺の例えば、幾らまでの所得要件に緩和されるとか、そういった情報が手元の方に入っておりません。

ただ今までの部分でも、親元就農の中でも5年以内に就農、色々財産を引き継ぎながら継承するという形の中での尚かつ所得要件、そういった形のものというのはありますが、今のところは申し上げたように緩和策とか、その辺の制度的なものは、まだこちらの方まで届いていないということで、ご理解いただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 1番田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 37ページのじん荼焼却場です。ちょっと記憶がないんですけども、これは解体終了と同時にダイオキシンの測定をするのも予算に入ったんですか、その点の確認と、別予算でこの測定をするのかの1点と、それと41ページの橋梁補修設計委託ですけれども、これは丸佐橋というふうに認識しているのですけれども、これは設計が終わって次年度から補強工事が始まるのかどうか、それがどれくらいかかるのかということ、その間の通行に支障がないのかどうかということをお聞きします。

それと43ページ、確認ですけれども支障木伐採ですね。河川のこれはいつの予算審

議だったか覚えがないのですけれども、確か国道までの流水を良くするのに国道の端まで、両側の柳を支障木を伐採するというふうに記憶していますし、議会だよりも確かそう書いてあったと思いますけれども、その確認です。要は年次計画で、国道までやるという計画なのか。それともあそこで終わりなのか。抜本的な洪水対策ですね。この進捗状況が解れば。

それと45ページ、災害対策に要する経費です。昨日の一般質問でもやりましたけれども、要は防災対策の今後の優先順位というのですか、要するに事業の優先度をどういう方向で取り組んで行かれるのか。

例えば、これは取り越し苦労だと言われるのかもしれないけれども、湯沸山に1,400人の方が避難すると、そういった場合にトイレです。1,400人分のトイレというのと、どういうことを考えておられるのかと思いますので、その点まず確認しておきます。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（中川亮君）** 委託業務の中に、ダイオキシンの測定云々は含まれております。実施しております。丸佐橋に関してでございます。まだ検定は終わってございません。

その中で次年度は、今のところ姉別北橋ということで、丸佐橋に関しては翌年、翌々年か今のところは、はっきりした年度は申せないのですけれども、まず委託した今残っている姉別北橋、そして設計済みの緑栄橋、そちらの方から順次とり進めていきたいと考えてございます。

あと抜本的な対策ということで、ノコベリの河川の関係でございます。今現在計画では、国道までという形では取り進めてございます。それと現在、地域一帯まず測量を掛けさせていただきました。それで今災害の時に道路が川代わりになって流れて、それに伴って床上浸水という形でございます。抜本的な対策という形では、まだそこまでの域には達しておりませんが現状を把握して、まず道路が水路側になるかどうかは今検証中でございます。

それと、川自体が溢れてない訳ですけれども、今ちょうどリンクに行く通路があるのですけれども、あそこに一応、土嚢積み等で仮ですけれども、軽減対策を取ってございます。現在、どのくらい進捗しているかということですが、まずその検証をやっている状況であります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今現在の1,400人が避難した場合のトイレの考え方ですが、既存のゆうゆ施設そのものと、岬のトイレ、それとアゼチのトイレ、それに今備蓄品として用意しています、簡易トイレのセット程度という認識であります。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まず丸佐橋に関しては、まだ調査の段階で2～3年後になるだろうということでした。洪水対策、これは最後にもう一回確認しておきますけれども、要するに年次計画で国道までの伐採は行うというふうに理解して良いのかどうか。

それと現在、測量を掛けて検討中ということですが、洪水があった時に行政側の答弁では、こういう床上浸水が二度と起こらないように何らかの対策を取りたいと答弁されていますので、たまたま今年は洪水になりませんでした。来年はどうなるかまだ解らない世界なので、これはいつまでも検討している段階ではなく、何かやはり具体策を見出していきたいと思っておりますので、その見解も聞いておきます。

それと避難者のトイレです。避難施設のゆうゆを利用というふうにおっしゃいましたが、災害が発生する訳ですよ。ゆうゆが浄化槽で水洗化になっていますよね。そうすると断水してしまった、電気が落ちてしまった場合に、ゆうゆのトイレというのは使用が可能なんですか。まずその見解を聞いておきます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 伐採に関しては、国道まで年次計画で実施して参りたいと。

それと具体策を何とか見出せないかという提言でございます。今年は確かに雨が降らなかった。ただかなり水嵩が増したことも事実です。今現在やはり根本的に、こうやれば幾らか下がるという結論が、まだ見出せない状況は事実でございます。

ただ河川を改修する訳ではないので、中々こうすればこうなるという具体的な策は、今現状でまだ結論的には出ていない状況でございますが、何とか出来る範囲といえますか、川の事ですので川を何とか押さえ付けるというよりは、今の現状でとにかく水位を下げたいと、そういう気持ちで取組んでおります。何とか床上浸水までならない程度まで下げる方策を見出したいという現状でございます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 既存のゆうゆ、確かに合併浄化槽でございます。合併浄化槽も含めて電気が完全に止まってしまいますと、浄化槽そのものは、水は入って行きますけれども、浄化槽機能は果たしませんので、実質使用ができない状態になります。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（海道政俊君）** ゆうゆの件ですけれども、停電になった場合、非常用の発電機を設置しておりますので、一応3日間持つ容量で設置しております。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 今のゆうゆに関しては浄化槽の件ですけれども、観光課長が言われましたように、発電機で3日間程度の稼働は可能ですが、先ほど言ったように、その状態から電気が止まった場合についてのお話をしましたけれども、電気が止まってしまいますと、先ほど言ったとおり稼働は致しませんので、トイレそのものの部分では使えない状態になります。少し訂正になりますけれども説明させていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** まず河川です。ノコベリベツ川、確かに難しいのは良く解ります。ただ河川の構造上、あそこの裏の道路に水が付くというのは、これは多分避けられないと思うのです。川が溢れなくてもそういう状況になるのですから。

だから、要は溜まったところの水をどうやって河川に戻してやるかという方向で考えて頂かないと、いつまで経っても、これは検討する範囲を超えないのかなと思いますので、是非そういう方向で考えていただきたいと思います。

それと、防災関連ですけれども、これから取組んで行く優先順位の中に、この問題が僕は食料も大事ですけれども、勿論こっちも当然大事な話でありまして、そういう対策を大丈夫なように簡易トイレなりで、十分対応はこれから考えるのか、現在取られているのかという点だけで答えてください。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（中川亮君）** 道路を川として利用して、下の方で排出するという事は、一番ベストかと考えております。ただ勾配的なものが、やはりそこにはネックがあります。引っ張れるのであれば何処まで引っ張れるか解りませんが、とにかく低い所から高いところには流れないものですから、その中で何とかその方策を考えていきたい、何処まで引っ張れば良いかも、工事対策の一環として検討して参りたいと考えておりま

す。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 防災対策の件ですけれども、今後、優先を付けてと食料と合わせまして簡易トイレという形で、今年度も含めて備蓄の計画を立てて整備する考えでおります。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 8番竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 1点だけお伺いします。公共施設の電気料のことです。

49ページから特に文化センターということになっていますけれども、答弁ではこれから値上げされて1年間で1,930万円くらいの経費がかかるということですが、このうち自動販売機が設置され、これは町負担だとしたら、それはどのくらいの割合でなっているか解っていればお知らせ願いたいと思います。

というのは、余りにも電気料が高く自動販売機にかかるということになりますと、これは町民の協力を得て、自動販売機を無くすということも考えられるのではないかと思います。そのことについてお聞きしたいと思います。

それから37ページ、旧じん荼焼却場の解体ですが、これは法面のコンクリートの塊があったということですが、この焼却場ができた時には、これは更地から造ったものですか、それとも今まであった跡を利用して、そのままにして法面をつけたということなのか、その辺りがはっきり解れば教えていただきたい。少し考えられないことだと私は思います。

それから出土したコンクリートは、ダイオキシン等の汚染度というのは関係ないのかどうなのか。計られているのかどうなのか。処理は何処にされているのか。それから、他の建物の中にあるバクフィルターだとか、そういう焼却炉があると思うのですが、これはどういうふう処理されて、何処に処理運搬されているのか。運搬の時の体制はどういう体制で運搬されているのか。お聞きしたいのと、それからこれらは全てダイオキシン濃度を計られた上で安全を確かめて得られたと思うのですが、その点では、多分数値はクリアしたということだろうと思うのです。その辺りについて解れば教えていただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（中川亮君）** まず1点目、法面ということですが、現状の施設がありまして、現状の施設が法止め用壁でパツンと切れて、下にその焼却炉が付いている状

況です。

ですので、その現状の焼却炉を撤去して、法面の法止めを撤去して、それで一部手前が舗装になっているのですけれども、勾配をつけて斜めに擦りつけるという形の作業です。ですから、舗装が切れた所から斜めに擦りつけているものから、その法止め擁壁がほぼ直角になっているのですけれども、そこを斜めにとりいう形で、現地に擦りつけていくということで、その一部をやっぱり法面といいますか、掘削しなければならないと、そういう時に突然出てきたということです。

ですから現状では全然見えませんし、整形する時に勾配をつけて法面を付けるものから、そこで削って行った時に、その一部が出てきたということです。当然、基礎だけだったものから、その辺に関しては、はっきりしたダイオキシンというものに関しては、ちょっと良く解らないところはあります。基礎ですということです撤去したということです。あとバクフィルターとか今の施設の処理ということです。それは全部濃度等そういうものを全てクリアして当然、然るべき処理ということで進んでいきます。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（箱石雄彦君）** 文化センターの管理運営に関する経費の関係で、自販機の電気料の関係ですけれども、これは諸収入の雑入で業社の方から、毎月1ヵ月毎に電気料を貰うことになっていきますので、町の方の予算は大体2,300円の12ヵ月で見えていますけれども、11月から値上がりしていますので、補正の要件となって3月に必要かどうか、これは検証しなければならいです。

別の子メーターを事務所の前に付けていまして、別処理をしておりますので雑入で処理しています。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 公共施設にかかわる文化センターに限ってのお答えだと思いますが、その点については業者に依頼していると貰うということですね。そうすると町としての直接的な負担はないというお答えでよろしいですね。解りました。

今、法面の関係、私は頭の中では道路等の法面という頭があるんです。土台の法面と言うのだと思うのですが、そこにコンクリートが入っていたという事自体が、よく解らないのです。元のところに法面を作ったということになるのですか。

そうしますと、埋まっているかどうかというのは元の設計図を見れば解ると思うので

すが違うんですか。そこのあたりはつきりしてください。そこが聞きたいです。

それから処理の問題では、例えばあの中にある焼却炉の方は、全部解体をしてバグフィルターとか色々分けて運送できるようにして、ダイオキシンを計って、それを処理してくれるところに搬入したと、その搬入する場合もちゃんとシートを掛けたとか、色々な遮断をして大丈夫なような格好でやったという説明でよろしいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 会議を一時中止します。

(中止 午後 2時11分)

(再開 午後 2時15分)

**○議長（波岡玄智君）** 中止前に引き続き会議を開きます。答弁願います。

建設課長。

**○議長（波岡玄智君）** この基礎自体が古い焼却炉の一部ということで、現状の焼却炉には基礎自体が出てきていないんです。

それで今回解体するにあたって、地盤を整形したり処理する段階で、その一部が現れたということでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 説明を受けまして解りましたけれども、非常にずさんだと思います。それは掘ってみて初めて昔の姿が見えたということですよ。そうすると造る時に、それは多分昔の設計図を見て、古いところに建っていたんだということになる訳です。そしたら昔の設計図はないということ自体、何年の保管になっているんですか。多分これは、私が入って12年の時に焼却炉の問題が起きた訳ですから、それより前に古い焼却炉はあったと思います。

だから、新しいものができる時には、古い設計図はまだ保管されていなければならなかったのではないですか。現時点では12年経っているから、それを廃棄したといえればそれまででしょうけれども、極めてずさんだなと思います。そういう面ではもっと建てる時に考えなくてはならないだろうし、コンサルタントに頼む時は、実はこういうことだったんだらうということをお話しておかないと、更地だから良いだろうという形で実際に建てて解体する時には、掘り出してみたらあったということになる、この繰り返しではないですか。これは1回じゃないんです。さっきも橋のことが出ましたけれども、そういう点では、私は中々納得がいかないと思うのです。設計図の保管というのは何年になりますか。最後にその事をお答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 保存年限はあると承知しておりますが、やはり施設があるうちは、当然その施設にかかわる図面は保管しておかなければならないと考えてございますので、結果的に見落とししたという形になった訳ではございますが、今現在の図面を確認は取れなかったというのが古い施設ということで、今回の解体の時にカウント出来なかったということになろうかと思えます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 専門的な話ですけれども、この流れを確認しますと、今あるものについては色々あります。建てた時の設計とかあります。それを今回壊すことになりました。

それで、その前にも建物があつたのですが、色んな事情で建てたことがあつて、それについてはベースにはないので、今ある施設についての情報は全部あります。書類がありますので、それを基に取り壊しに入ったことから、結果的に流れで行きますと流れが繋がっていないということもありますけれども、今ある状況の中では、今の施設に今の施設をおさえた上で設計を掛けて壊したということですので、その前の施設が建てた時のものが基礎としてあつたんだろうということが、今回初めて判明したということでもあります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから議案第64号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第65号平成26年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号)

---

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第65号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第65号平成26年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、被保険者が人間ドックを受診した際の費用に対する助成及び過年度分の一般被保険者保険税還付金の不足分について、補正をお願いするもので、財源につきましては、前年度剰余金の未計上分を充てております。

補正の内容を申し上げますと、歳出7款保健事業費、1目保健衛生普及費、健康づくり事業に要する経費で、人間ドック健診助成の不足分16万7,000円を追加、8款・諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、一般被保険者保険税還付金で、保険税過誤納還付金の不足分106万6,000円を追加。以上により、今回の補正額は123万3,000円になります。

一方、歳入につきましては、9款・繰越金の前年度剰余金123万3,000円を追加するもので、今回の補正により前年度決算剰余金の留保財源は、80万7,000円となります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、12億5,849万3,000円となります。なお、本補正予算につきましては、国保運営協議会に諮問し、答申をいただいております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第65号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第65号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第66号平成26年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第3号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第66号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第66号平成26年度浜中町介護保険特別会計補正予算第3号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、今年度の介護給付費等の支出見込みにより、今後必要とされる経費の追加及び減額について補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、居宅介護サービス等給付に要する経費で、利用者の実績見込み増により介護予防サービス機関に対する介護報酬421万9,000円を追加、2目地域密着型介護サービス給付費は財源調整、3目施設介護サービス給付費、施設介護サービス給付に要する経費で、利用者の実績見込み減により介護保険施設に対する介護報酬807万2,000円を減額、4目居宅介護サービス計画給付費は財源調整、2項高額介護サービス等費及び3項特定入所者介護サービス等費は財源調整、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金は国庫支出金等返還金で、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の前年度精算により、国庫負担金補助等返還金24万9,000円を追加。

以上により、今回の補正額は360万4,000円の減額となります。

一方、歳入につきましては、1款介護保険料で現年度分第1号被保険者保険料の確定

見込みにより、1, 941万6, 000円を減額、2款国庫支出金、1項国庫負担金、介護給付費負担金36万7, 000円の減及び2項国庫補助金、現年度分調整交付金106万6, 000円の減は、いずれも歳出の減額に伴う交付見込みの減によるもの、3款道支出金、1項道負担金は、介護給付費負担金で歳出の減額に伴う交付見込み減による88万5, 000円の減と道負担金前年度精算交付金322万4, 000円の追加、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金は、介護給付費交付金で歳出の減額に伴う交付見込みの減による111万8, 000円の減と、地域支援事業支援交付金前年度精算交付金14万2, 000円の追加、6款繰入金では、歳出の減額に伴い介護給付費繰入金48万3, 000円を減額、7款繰越金1, 636万5, 000円の追加は、前年度繰越金で今補正前まで留保財源としておりました全額を予算化するものであります。

この結果、補正後の歳入・歳出予算の総額は、4億4, 659万9, 000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第66号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 65ページの介護予防サービス機関に対する介護報酬、これは在宅サービス分だと思うのですが、特にこの在宅サービスの中で、ホームヘルプやデイサービス、ショートステイ等あると思うのですが、今回の421万9, 000円については、主にどういう事業に充てられたものでしょうか。それだけ確認したいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（伊藤敦子君）** 65ページの居宅介護サービス等給付に要する経費、負担金補助及び交付金の負担金の介護予防サービス機関に対する、介護報酬の421万9, 000円の増額の内訳でございますけれども、当初予定しておりました居宅の要支援にかかわる方たちの居宅のサービスに対する者の介護報酬でございます。

増えているものとしましては、介護養護のデイサービス要支援の方たち、デイサービスに通っていらっしゃる方たちが月平均2人程度増加しております。それと住所地特例で有料老人ホームに入っている方たちの人数は増えていないのですけれども、サービス回数の増というところが一番大きな要因となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 1点だけ63ページ、第一号被保険者保険料1,941万6,000円の減額になっている理由です。お願いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 第一号被保険者保険料の減額1,941万6,000円についてでございますけれども、当初予算を計上する際に、給付費がある程度予測を持った中で、計画よりもかなり増額した余裕を持った中で計上させていただいております。

介護保険料というのは、計画の中できっちりした中での第一号被保険者の%、21%の額で計上しておりますので、21%の額といいますと、ほぼ今回の減額をした額になるのですが、給付費は余力を持った形で計上させていただいておりますので、当初予算については21%ということになりますと、かなり増額した額で計上されることとなります。

今回減額をしましたのは、第一号被保険者のほぼ計画の額の調定額を確定しましたので、その分の減額ということになりますが、給付費をかなり余力を持った形で計上させていただいておりますので、今年度についても給付費については、確定見込みはかなり減額した形で確定すると思っておりますので、そこで余力が出ることで黒字の見込みとはなっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 多めに設定して、大体予想した通りの残りという説明は解ったのですけれども、第一号被保険者浜中町の場合何人おられて、そして平均がこの位で1ヵ月か1年分の平均か。それで21%と言えば第一号被保険者の内の何人くらいの分かというのは出てきますか。何人分に相当する金額だという説明は出来ますか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 現在の第一号被保険者数は約1,700人でございます。1,700人の方の保険料の98%程度を収入として見込んでおります。人数的に減っているということではありません。

○議長（波岡玄智君） よろしいですか。

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第66号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第67号平成26年度浜中診療所特別会計補正予算(第2号)

---

○議長(波岡玄智君) 日程第8 議案第67号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第67号平成26年度浜中診療所特別会計補正予算第2号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、電気料金の値上げに伴う不足分など、今後必要とされる経費の追加と、事業費の確定等による減額について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出、1款総務費、浜中診療所維持管理に要する経費では、11節需用費の燃料費9万円、光熱水費18万6,000円、修繕料58万4,000円の追加は、いずれも不足見込み分、12節役務費の通信運搬費2万4,000円の追加は、浜中診療所運営に要する経費からの組換えと実績見込みで、浜中診療所維持管理に要する経費全体で88万4,000円を追加、浜中診療所運営に要する経費では、11節需用費の消耗品費は、不足見込みにより14万5,000円を追加、12節役務費の通信運搬費は、浜中診療所維持管理に要する経費への組換えで7万円を減額、13節委託料レセプトコンピュータ保守点検委託料7万6,000円の追加は、不足見

込み分、14節使用料及び賃借料4万8,000円の減は、コピー借上料の不足見込み分3万8,000円の追加と、レセプトコンピュータ借上料の実績見込みによる8万6,000円の減、27節公課費の消費税は、確定申告による実績で37万円を減額し、浜中診療所運営に要する経費全体で26万7,000円を減額、2款医業費、医業に要する経費では、11節需用費の医薬材料費は実績見込みにより100万円を減額、12節役務費の医療用酸素容器検査手数料は、不足見込み分7万2,000円を追加、18節備品購入費の医療機器購入は事業費の確定により17万5,000円を減額。

以上により、今回の補正額は、48万6,000円の減額となります。

一方、歳入につきましては、1款診療収入では、診療実績見込みにより1項入院収入で国民健康保険診療報酬収入123万8,000円、後期高齢者診療報酬収入212万5,000円、介護保険介護報酬収入134万2,000円、一部負担金収入101万8,000円をそれぞれ追加し、総額で572万3,000円を追加、2項外来収入では、後期高齢者診療報酬収入150万円を減額、2款使用料及び手数料では、予防接種の実績により250万円を減額、4款繰入金1,105万1,000円にお減額は、一般会計繰入金で財源調整、6款繰越金884万2,000円の追加は、前年度繰越金で、今補正予算前まで留保財源としておりました全額を予算化するものであります。

この結果、補正後の歳入・歳出予算の総額は2億5,409万9,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第67号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

川村議員。

**○7番（川村義春君）** 浜中診療所に要する経費に関連して、特に議長のお許しをいただいて、関連質問をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 今後は十分精査した中で、関連質問をするとの申し合わせの上でこれを許可します。

**○7番（川村義春君）** ありがとうございます。10月の末に全員協議会で説明された浜中診療所の運営に関する住民アンケートがされました。その中で所長、看護師等にアンケート結果の概略についてまだ説明していないと、今後十分説明していくという発言

が所長からありました。そのことがきちんと担保されたのかどうか。

それと今後、その結果について、町広報を通じて公表するということがありましたけれども、それはいつ頃になるのか。この2点についてお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 質問にお答えをさせていただきます。まず10月の全員協議会の中で、私の方から話をさせていただきましたけれども、アンケートの部分での医療関係の看護師と所長への説明ということでございますけれども、まず医療関係者につきましては、9月それと11月に全体のアンケートも踏まえて、集計全体が出ておりませんでしたので、全体を通してようやく11月に目途が立ったということで、医療関係の看護師の方には説明と合わせて、今後の対応の部分を十分に2時間程度ミーティングさせていただきました。

その中で今後どうやるかというのは、今後またそれぞれで打ち合わせしていこうという形にはなりました。所長の関係ですけれども、まだ私の方から看護師の方の整理をしてから、所長に伝えなければならないという部分もありまして、この辺については、まだ終えておりません。

それとアンケート結果の住民周知でございますけれども、2月の広報に今予定をしたいということで、私の方で思っております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 看護師については、11月に2時間きっちり説明して今後の対応を考える。所長についてはまだ言ってないということですがけれども、これはいつ頃予定しているのかだけ聞きます。そして2月の広報に出すということも了解しました。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 所長の話し合いですけれども、当然アンケートの中身の踏み込んだ話をして行かなければならないので、アンケートばかりではなくて、全体的な町民からの要望がアンケートでかなり数多く出ておりますので、それらを今精査して話をさせていただきたいと思っておりますので、この辺が精査でき次第、所長と何回か話し合いを持たせていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第67号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第67号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第68号平成26年度浜中町下水道事業特別会計補正予算  
(第2号)

---

○議長(波岡玄智君) 日程第9 議案第68号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第68号平成26年度浜中町下水道事業特別会計補正予算第2号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、管渠工事などの不足分や電気料値上げに伴う不足見込み分など、今後必要とされる経費の追加と、事業費の確定等による減額について補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出、2款下水道費、1項下水道費、1目下水道事業費、特定環境保全公共下水道事業に要する経費で、4節共済費の臨時職員厚生年金保険料ほか3万1,000円の追加は不足見込み分、13節委託料、霧多布クリーンセンター長寿命化実施設計業務委託料32万8,000円の減、下水道事業継続計画策定業務委託料49万2,000円の減は、いずれも委託料の確定に伴う執行残、15節工事請負費の污水管渠工事65万1,000円の追加は、住宅等の新築による污水枡の設置工事に伴う不足分で、全体で13万8,000円を減額、3目管渠管理費では、特定環境保全公共下水道管渠施設の維持に要する経費、11節需用費、光熱水費19万9,000円の追加及び農業集落排水管渠施設の維持に要する経費、11節需用費、光熱水費2

万4,000円の追加は、電気料金値上げに伴うマンホールポンプ電気料の不足見込み分、漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費で、11節需用費、光熱水費6万5,000円の追加は、電気料金値上げに伴うマンホールポンプ電気料の不足見込み分、修繕料20万円の追加は不足見込み分で、合わせて26万5,000円を追加。

以上により、今回の補正額は35万円の追加となります。

一方、歳入につきましては、3款国庫支出金、1項国庫補助金で事業費の確定により公共下水道事業補助より41万円を減額、4款繰入金257万1,000円の減額は、一般会計繰入金で財源調整、5款繰越金353万1,000円の追加は、前年度剰余金で今補正前まで留保財源としておりました全額を予算化するもの、7款町債20万円の減額は、特定環境保全公共下水道整備事業債で事業費の確定によるものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億313万3,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第68号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第68号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第69号平成26年度浜中町水道事業会計補正予算（第2号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第69号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第69号平成26年度浜中町水道事業会計補正予算第2号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、水道施設修繕費の不足見込み等によるもので、予算第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入では1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金で、一般会計補助金165万6,000円を追加、支出では、1款水道事業費用、1項営業費用、1目浄水及び配水費で修繕費150万円を不足見込みによる追加、総係費で会計システムのバージョンアップに伴い負担金15万6,000円を追加するものであります。これにより補正後の収益的収入及び支出の予定額の総額は、それぞれ165万6,000円を追加し、1億9,692万6,000円となります。

また、予算第7条で定めた他会計からの補助金は、5,034万6,000円を5,200万2,000円に改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第69号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第69号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後2時55分)

(再開 午後3時20分)

---

◎日程第11 発議案第10号漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書の提出について

---

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 発議案第10号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （発議案第10号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立多数です。

したがって、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第12 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま町長から議案第70号及び議案第71号が提出されました。

これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号及び議案第71号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎日程第13 議案第70号町長、副町長の給料の減額に関する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第13 議案第70号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第70号町長、副町長の給料減額に関する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の制定は、下水道事業特別会計に関し、昨年の決算審査の際、監査委員及び決算審査特別委員会で債権の取り扱いについてのご指摘があり、その後の対応について適正な債権管理を取り進めるとしたものであります。

しかしながら、その後、適正な事務処理をすることなく、平成25年度決算を迎えたことは、管理監督の立場にある私と副町長の責任であり、平成27年度1月における給

料を給料月額から私は100分の20、副町長は100分の15を減額するものであります。附則第1項では、この条例の施行は、平成27年1月1日とし、第2項では、その効力は、平成27年1月31日限りで失うこととしております。

改めて町民の皆さま、そして議会に対し深くお詫び申し上げますとともに、今後、適切な事務の執行を徹底し、信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。

10番加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 今、議案70号が提案されまして、この件についてどう考えたら良いのかと考えているところですが、例えば、下水道事業特別会計での債権の取り扱いについて問題があったというようなことを述べられましたが、この事実というのは何年ほど前から続けられてきたのか。その辺のところを聞きたいです。

それからもう一つは、今町長の質問で気付いたのが、昨年度で25年度修正する部分もなく決算の時期に再度指摘されたということで、それが自分たちの責任だと言われました。私は今回のような事が長年に亘って質されてこなかった理由はどこにあるのかという事が、きちんと説明されているのかどうかです。二度とこういうことが起こらないようにということですが、二度と起こらないようにする為の手段がきちんと説明されているのかどうかという事もお聞きしたいと思います。

それから私は責任をとるということの意味ですけれども、色々な責任の取り方はあると思います。前回、交通違反等の職員のことでの監督不行き届きで、給与の減額ということがありました。その3ヵ月後ですか、またこのような自らが責任をとるというような事について、私は余り良い方法ではないのかなと思うのです。しかも20%、15%というのは1ヵ月にしても、とても大きな処分だと思います。給与が良いからと見ていく方もおられるかもしれませんが、町長や副町長ともなれば入った分だけ出ていくのも大きいかなと思います。

それから、普段の仕事の過酷さなどからいっても、相当な労働をしている対価としての給料だと思うのですが、非常に家計を預かる者にとっては打撃が大きい分だなど、こういう形で責任をとるのが、余りにも機械的ではないのかなと私は思うので、それについての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 一つ目のいつ頃からこのような債権があったということですが、古く遡れば今税外の関係の収納対策委員会は、平成14年くらいから立ち上げまして検討を加えて参りました。

当時は、税部会と税外部会に分けまして、それぞれ部会構成員で今後の債権管理にどうするかということで法に従って、どんどん改善された経過があります。したがって、今に至っている効率を示しているということでもあります。税外金は多種多様がありまして、言ってみれば強制徴収できるもの、できないもの、というような分け方が、当時、私が初代だったんです。税務課長で事務局長をやっている状態で、そういう状況でありましたので、指導対策委員会では主としては、それぞれの取り扱いについて、前回の特別委員会でイロハの「イ」ということで、更に内容を各課に色々と発信したんですけれども、当時からそのような問題がありまして、その後、継続して担当事務局長あるいは副町長、当時は助役さん中心にやってきました。それぞれ問題のある債権につきましては、法に倣いまして、処分停止やらあるいは即時消滅的な住所の解らないものを、判別して処理していこうということでは来ました。

それが、この前の決算委員会でもお話ししましたが、年々近年になってもそういう問題がありましたので、それを改善するべく頻度を上げまして、ヒアリングも行いながらやってきたのですが、この提案理由のとおり、昨年24年度の決算委員会あるいはその前の監査委員の監査で、決算審査でご指摘を受けました。そして監査委員の審査でも、そしてまた決算委員会の回答でも、今後適正な形に持っていくというようなことで、事務を進めるということでお話をしてきましたが、限定的に他には1歩も2歩も進んだのですが、非常にまだ進んでいないということが下水道であって、そんな意味では非常に残念ですけれども、この債権につきましては、未納債権があるのは、今から10年くらい前からあります。それを如何にして法的に処理するかという議論で今まできました。

その為には、それぞれの賦課した税外金をどのようなものになるか、それぞれ担当課で勉強して、その処理方法を判断していくということと、それから収納対策委員会でも共通した悩みについて事務局として対応してきたと思います。長年に亘り質されて来なかったことでありまして、問題が解明しているのかと、二度と起こさないようにということで、これにつきましては、また引き続き税外の対策委員会を継続して進めますし、

この度のご指摘に対応して、我々も更に危機感を持って現状の対応をしっかりと質した上で、将来、今言われました債権管理条例の制定もありましたが、強制徴収につきましては、町長の権限で処理できるものですから、そんなことをそれぞれ見ながら適正な事務を進める為に焦げ付いた債権については、処分をしたいということで進めております。

それから、このような件で自ら責任を取るのには安易ではないかと、これは機械的ではないかということではありますが、私もそして町長も、私は特に収納対策委員会に関わっていますので、町長とて前回の収納対策委員長ですけれども、そんな思いで町長と私とお話しして、それを自らこれからしっかりと将来に向けて対応するという意味で、今回の問題について責任を取ろうということでありまして、決して機械的と思っておりません。町長とお話ししながらどういう形にするかと、その前に決算委員会で表明しておりますので、そんな形で今回の議会に提案するべく、今回条例を提案した次第であります。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** まずかった部分について、反省をしながら進めて行くということですが、私はこういう問題は、何か役場の日常的な仕事上からいっても、もう少し風通しの良い仕事といいますか、そういうことが必要かと思うのです。

というのは、ここ3、4年で長い間努めてきた年配の方々が、どんどん退職をして、今若い世代に代わりつつあると、そういう時に財政で言えば、財政の基本はこうだよというのを、今の財政課長から次の財政を担当する課長に申し送り事項として、きちんと送っていくと、あるいは新しくその課に配属された人は、前の課長からその時に聞かなくても良いけれども、解らないことは解らないと詳しい人の所に行って聞いてくるとか、教え合いや聞き合い、そして浜中町の行政を進める上で、やっぱり1本を通してこれはどうするんですか、これはこうするんですよという、そういうことというのは大事なことはないかと思うのですけれども、うまく表現できませんが、私よく学校行事というのがあって運動会をやるということになったら、棒倒しの棒を何処にしまったとか、障害物競争の物が何処にあるかと思ったら、長くそこに居る用務員のおばさん等が、直ぐに出してくるんです。そういうおばさんが居ないと運動会が成り立たないんです。言っていることは解ると思うのですが、その問題に詳しい人、去年まで選挙管理委員やっていた、あの人に聞いたら解るかなという事で、選挙管理委員が元選挙管理委員をやっているところに行って教えをこうとか、そういう風通しの良い職場の雰囲気というか、やっぱりお金の問題で今回のような指摘をされるようなことがないように、例えば税務

課長が一生懸命勉強して浜中町の税のことについては、基本はこれでやると、他の人も一生懸命勉強してやると、日常業務から離れたところで、勉強会を開いて自分の不安と思っているところを補い合う、そういう集団的な学び合いといいますか、そういうものがきちんと保障されてこそ、町長も副町長も安心して皆さんに仕事は任せられると思うのです。

逆に、解らないままに先輩から教わることもなしに仕事を進めていったならば、間違っているかも知れないけれども、やってみる。これでは困るんです。また、上の人に迷惑を掛けるんじゃないかとか、そういうことでなくて聞くは一時の恥で、風通しをよくして、そういう解らないことを教え合う、後輩にはきちんと浜中町の行政そのものについての伝達申し送り事項を、常にやっていくということが、今回の事象に対する1つの大きな問題点ではないのかと思います。町長、副町長は私の言っていることに対して何か答えがあれば述べてください。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（松本賢君）** 前任の担当者から申し送りと、教え合いや更には解らないまま仕事を進めるのはまずいよということで、後は知らない事は知らないと素直に言って、元の経験者に仕事を教えていただくのは基本だと思っています。我々もその為に職員が異動しても、浜中町に居る訳ですから支障はありますけれども、本庁舎内にも前任者おられますので、そんな意味では、新しい仕事については前任者にお聞きするというのと、それから前課長から仕事の申し送りをしっかりして部下に通常の用務の中で、色々当たり前の用務だと思っても、そんなことではなく前例踏襲の書類だけやっていけば良いんだということは問題だと思っていますので、そういうことがなく当たり前のことは何故当たり前かということも全て調べた上、今やっている担当者としてしっかりと、そのお仕事を認識するというのは大事だと思っていますので、議員さんご指摘のことについては、私ども全くそう思っています。いかに実現するかの問題だと思っていますので、繰り返しこれから職員に言っていかなければならないし、更にはそういった組織の中で、あるいは管理職の会議の中でもう少し議論しまして、今回についてはしっかりと危機間を持って、職員も特別委員会のやり取りも伝わっていますので、そんな意味では課長中心に、更には課長からは係長、係へ浸透するようにしていきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 最後1点だけ、給与の20%、15%カットという数字の意

味は、どういう意味ですか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 減額のパーセンテージですけれども、前は10%ということで、今回はご指摘のとおり、やはりやるべきことを結果として残せないということがあって、それを町長含めまして私どもが指導出来ないということがありましたので、重く受け止めて、他の事例と今回特に違うという意識を持って、町長が20%、そして私が15%ということ町長から伝えられまして、このような形で提案したということになります。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 先ほど加藤議員にも言われましたけれども、全くやらなきゃいけない事が何処かで詰まっていたというのが実態であります。そんな意味からすると、しっかりこれからもその対応をしていくというのは本筋でありますから、やり方は町長、副町長とも足りなかったというのは、今実績としてはそういうことになります。

そんな意味からすると、責任の度合いだと思っております。大変恥ずかしいことでもありますけれども、私たちが責任を取って、そしてより一層の仕事に業務に、きちんとこの事も含めて繋がれば良いなと思っております。その決意も含めての話であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 給与の15%、20%ということですが、これはかなり重いものだと、かなり重い責任の問題だというふうに見られているのかどうなのか、そこの辺りの問題はどうか。私は今10番議員が言いましたけれども、罰を与えれば良いという考え方には決して立つ訳ではありません。かといって、まずい点はきちんと質すということが必要だと思いますけれども、今回の問題では、条例も整備されて、これからどうしていくかということで出来てきた訳ですよ。それに基づいてやってみて、それが直らないというのであれば考える必要があると思うのです。

出発点に立った訳ですから、その点はきちんと押さえながら、要するに職員が一丸となってこの問題で力を合わせるということが出来れば、私は一番良い方法だと思うのです。

昨今の状況というのは、パワハラでとにかく押さえ付けるという考え方が強いところ

の職場もあります。そういうところはメンタル面で職員が持ちません。私が一期目の時に、盛岡のある町村に行って参りました。そこの町長のやり方を見て、これが行政の長としてやるべきことかということを読んできました。それは各課をこまめに回っているんです。町長を中心にして職員の色々な意見を聞く、一緒にお茶を飲むこういうことを徹底してやっているということなんです。そういう面で職員も言いたいことをいう、町長も言いたいことを言う、そういう中で職員との和が出来て、町の中が明るくなって来たということなんです。それでメンタル面の相談相手にもなるということですよ。そういう面で私は今回の町長、副町長の給与削減というのは自分が自ら申し出たということになるかと思うのですけれども、やれば良いというものではないと思います。

そういう点で、どのぐらいの給与の率が出されているものが、どのぐらいの重みがあるか、全体的な視野から見たら、どの位置にあるかということ、解れば教えていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** この件に関しまして、こういう事例があること自体がおかしいことであって、全道的に色々な事例があります。その中で全体的に客観的に見た時に、今回20%、15%減が妥当でないかという判断をしました。

以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 解りづらいのですけれども、色々な例があるということで、私はかなり15%、20%というのは、給料取りにとっては大きな基準を占めるのではないかと感じるのですが、それは申し入れた町長、副町長の考え方があると思うので、もしあれば尋ねられたいと思いますけれども、私はやっぱり上に立つ人間としては、色々な面で苦勞されているというのは良く解ります。

私達も小さいところだったのですけれども、上に立つというのは大変なことだということをつくづく感じました。しかし本当に責任をとるということは、その職場が明るくなって皆が色々な事ができると、自分の能力を最大限に生かしてやるというのが一番良い職場と思うのです。そういう職場を作るには、愛の鞭を持ってという言い方がありますけれども、愛の鞭なんて無いですよ。叩かれたら痛いのですから。だから、やはり痛みを感じるというのは、直接町民から来る訳ですから、上司が痛みを部下に与えちゃいけないと、私は基本的に思っています。そういう面からしたら、やはりきちんとケア

一をしながら、どういうことを町民に対して返していくかということを考えていただければ良いかなと思うのです。そういう面で確かに責任はあると思います。ないとは言いません。

だから1年間検証して、条例をきちんと職員がマスターしていくと、実践してくと言うことから始めて、どうしてもそのことがうまくいかなかったという点では、時が来たら責任は取ってもらうというぐらいのことを考えて、私はやっていった方が良くないかという考え方ですけども、これは町長、副町長だけでなく職員幹部の皆さんがどう考えているかも含めてお聞きしたいし、議員の皆さんもこの点では大いに発言していただきたいなと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今、議員言われたように、これから本管理条例含めて今後1年見て、そして判断したらどうかという意見がありましたけれども、この案件につきましても、昨年また一昨年前から引きずっていた課題でもあります。

そんな意味からすると、理事者としての責任は出来なかったということについては、責任があると思っています。それで今回処分をする決意をしたところでございます。そして理事者として、また町民の皆様にもこの処分が軽いか軽くないかというのは、見る人によっては違って来るかと思っておりますけれども、前の処分よりも重いとは思っております。

そんな意味で、今後こんなことが起きないように、そして風通しの良い職場、職員それから理事者との関係も含めて、もっともっと詰めて行きたいと思っております。これはあくまでも理事者としての責任だと思っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 私は大事な議論が抜けているんじゃないかと思っております。

決算の総括でも質疑がされていましたが、1,000万円を超える不納欠損が生じてくる、これに対する責任の取り方、これが今回のこの重い処分の仕方になったというふうに私は理解しているのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 副町長。

**○副町長（松本賢君）** ただいまのご質問でありますけれども、まず具体的には1年間改善するというのが、結果として準備段階に時間を費やした為に、一切結果がでなか

ったということがあります。

更に不納欠損の委託の関係であります、1,000万円を超えるということでありませんが、現職として今ここに居る町長と私として、それについてもやはり責任があるということで、具体的には24年度、25年度のご指摘の件について、職員を指導出来なかったということでもあります。手の及ぶ範囲で職員には期待をしておりましたが、それも成されないままに現在に至ったということについて、具体的に事務を進める上で処分をしたということではありますが、先ほどおっしゃいました1,000万円の不納欠損に至る滞納金があるということは、我々の責任であることは、それを否定することは出来ませんし、我々は違うとは言えません。したがってそんなことも含めまして、処分の一端にはそういう要因もあると思っています。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ただいま討論の申し出がありました。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

10番加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 私は議案第70号、町長、副町長の給料の減額に関する条例の制定について、反対の立場で討論に参加いたします。確かに1,000数十万円の不納欠損これは大変大きな金額であります。

しかし、何故こういう事態に10数年も続けてやってきたのかということであれば、私もこの議員となって15～6年経っております。この部分について決算委員会等で色々質問もしたのですが、時効の成立、その辺のところをきちんと問い詰めることが出来なかった、きちんと指摘することができなかったという点では、私も大きな責任を感じております。お互いを感じているから反対するということではありません。何れにしても、まちづくりは町理事者、町の職場の皆さんの力と、それからそれを監視する目を持っている議員の力、それを合わせることによって健やかなまちづくりが出来るものと思っております。

そういう点では、町理事者側も我々議員も真面目に、まちづくりの事に取り組んできたという点では、私は胸を張って言えるのではないかと思います。ただ人間ですから能

力の限界もあるし、気付かなかったという部分もあると思います。今後は自分もまだまだ勉強しなければならない部分もあるのですが、先ほど、副町長、町長の今後の職場運営という事から反省、そしてそれに基づいて対策ということもきちんと聞かれました。町長がこうやって自らの責任をこういうことで提案してきたこと、これだけで私はこの紙1枚だけで反省をきちんと受け止めたいと思います。

しかし、非常に世知辛い世の中といいますか、絆の鎖が非常に切れるようなそういう寒々とした世の中になりつつある時に、やっぱりお互いに反省するのは反省して、良い町を作っていくという1点で協力し合うということは大事だと思います。しかも、この処分の発行は27年の1月1日から施行し、1月31日に限りその効力を失うということです。新年の始まりにあたって我らの町長が、このような減額処分を自らするという事で幕を開けるというのは、私の活動にとってはとてもマイナスなことであり、また町自体にとってもマイナスのことであると思いますので、この議案に反対いたします。

以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1 番田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 私は、本議案に対して賛成の立場で討論に立たせていただきます。

先ほど来、今回の減俸処分が重いか軽いかというお話をされておりますけれども、まず何を一番先に念頭に置かなくてはいけないかという、やはり町民だと思います。こういうことが公になった以上、やはり誰かがある形で責任をとるということを、これは絶対必要なことでありまして、尚かつ減俸の額につきましては、私は今回、理事者の強い今後の改善に向けてのお取り組みの意味を込めてのものだと思いますので、この案には賛成したいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

8 番竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 私は議論に反対の立場から討論に参加をいたします。

昔から日本は封建時代切腹という腹切りの世界がありました。しかし、私はそういう世界は今の世の中には通用しないと思います。しかし責任としては必ず取らなければならないと思います。それはどういうふうにするか、これは皆さん色々な意見を勘案しながら取っていくものだと思います。そういう点で潔く昔で言えば、縛に就けなんて言い

ますけれども、自分の非を認めて自ら減給処分を申し出るということは、なかなか出来ることではないと思いますけれども、しかし責任ある立場ですから、それは当然やらなければならない立場にあるということは、十分理解した上での私の反対討論であります。

実際に私は、今回の問題でも時間を掛けて、しかもある程度煮詰めた条例案を出して、今回の議会でそれが通過すると採決されると言うことになった訳ですから、これは一定の猶予を持ってもらって、必ずそれを達成していくと、それで住民に理解できるそういう町になっていくということが、どうしても求められることだと思えます。そのことが出来なければ、それはきちんと決めてもらうということになるかと思えます。そういう点で、別に今直ぐ責任を取れという訳には行かないのではないのかというのが、私の考え方であります。何れにしましても、賛成の方も是非色々と意見を出していただいて、大いに討論の中に参加していただきたいということをお願いして、私の反対討論を終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 私は、本条例案の提案に賛成する立場で討論に参加したいと思います。

先ほど質問した事項については、理事者を避難する為の発言ではありません。

要は1,000万円を超える不納欠損を出す、これは多分マスコミでも流れて、まちづくり懇談会でも出たと思いますが、公平公正の観点から見ると、理事者は何らかの責任をとらなければならない。そういう考え方に基づいて出された案件だと私は善意に解釈する訳であります。これも責任の取り方、やはり町民目線で物を考えると、公平公正な原則これがあると思えます。今浜中市街に公共下水道ができました。そしたら受益者負担、私も払わなくても良いんだという話が出ては困るでしょう。私は、そういう部分での責任の取り方だと思えますので、理事者の提案、重い提案だと思えます。よく出てきたとこのように思っています。そういうことで本案に対して賛成をしたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第70号は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(波岡玄智君) 起立多数です。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第71号工事請負契約の変更について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第14 議案第71号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第71号工事請負契約の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成26年6月12日議案第35号をもって議決を得て、施工中の旧じん芥焼却場解体撤去工事であります。この工事内容に設計変更が生じたことから、今般、変更契約をしようとするものであります。契約金額を9,990万円を1億278万3,600円に変更しようとするものであります。

なお、設計変更に伴う工期の変更はありません。ここに議会の議決を付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会宣告

---

**○議長(波岡玄智君)** お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって、平成26年第4回浜中町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 4時11分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員